

14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

期待される効果

離島・過疎地域等での生活支援

- ★ 新たな生活交通手段としての活用
→ 交通や物流の需要に応じた適切な運航による健全な経営の実現
- ★ 夜間の急患など、緊急時の対応
- ★ 医師不在地等での遠隔医療と薬の配送を組み合わせた医療サービスの提供
- ★ 高齢者の地域内移動や買い物弱者支援等への活用



観光資源・移動手段

- ★ 中部国際空港からの移動手段としての活用
→ 陸路では賢島駅までの移動に約3時間を要するなど、移動時間の長さがネック
- ★ 空飛ぶクルマによる遊覧等、滞在中のスカイアクティビティとしての活用に期待



防災対策・産業の効率化

- ★ 災害発生時の移動や現地確認、救援の手段としての活用
- ★ 人手不足や生産性の低さが課題となっている物流面への活用
- ★ 高低差や距離の克服、人が入りにくい山間地や海上等での活用、現場の省人化が可能に
→ 業界全体の生産性向上に期待!



社会実装に向けた取組

高等教育機関、機体製造者、運行事業者、県内中小企業、商工団体、自治体等が連携し、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発や社会モデル研究を行うコンソーシアム形成



福島ロボットテストフィールドを有する福島県との協力協定を令和元年8月2日に締結「空飛ぶクルマ」の研究開発や実証飛行を連携して支援



「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた飛行ルートや活用方針等のグランドデザイン策定、離着陸場や管制システムを始めとしたインフラ整備



【要望項目】

新たなテクノロジーである「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を実現するため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に対する支援を行うこと。

- 1 近未来技術を総動員し、「空の移動革命」により移動の完全ユビキタス化を実現するため、産学官が連携して行う「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発、新たな社会モデル実証研究等への総合的支援を行うこと。
- 2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けた地域のグランドデザイン策定や、離着陸場・管制システム等のインフラ整備等、「空飛ぶクルマ」の社会実装に必要な環境整備に対する財政的支援を行うこと。

【雇用経済部】

15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(財務省、国土交通省)

【要望項目】 制度・**予算**

- 1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）
霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力の強化、ふ頭の混雑解消を図るため、北ふ頭に新たな耐震強化岸壁（W81）を新規事業化すること。
- 2 四日市港の港湾・海岸事業の推進
 - (1) 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
 - (2) 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金（海岸）の予算を確保すること。

《現状・課題等》

四日市港は、明治 32（1899）年の開港から現在に至るまで発展を続け、中部圏における国際ゲートウェイとして、背後圏産業を物流面から支えるという重要な役割を担っています。

平成 30（2018）年 4 月に臨港道路霞 4 号幹線（四日市・いなばポートライン）、平成 31（2019）年 3 月には新名神高速道路の県内区間全線や東海環状自動車道の東員 IC～大安 IC 区間が新たに供用され、四日市港の利便性は大きく向上しました。平成 30（2018）年には四日市港の外貿コンテナ取扱個数が初の 20 万 TEU 超を記録し、2 年連続で過去最高を更新したほか、背後圏産業の原材料となるバルク貨物や完成自動車の取扱も増加するなど、四日市港に対する物流需要はますます高まるものと見込まれます。

1 四日市港の港湾機能強化に向けた霞ヶ浦地区のふ頭再編（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

四日市港霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能については、北ふ頭と南ふ頭に分散していることから、ふ頭間で横持ちが発生するなど非効率な運用となっているほか、コンテナ用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、県の経済・産業に与える影響は甚大となります。また、南ふ頭においては、完成自動車の輸出再開による取扱増加、オイルコークスやバイオマス燃料といったバルク貨物の新たな受入れなど混雑した状況が続いています。

このような現状から、コンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力強化、ふ頭の混雑解消が課題と捉えています。

霞ヶ浦地区のふ頭再編により、コンテナ取扱機能を北ふ頭に集約し、北ふ頭 81 号耐震強化岸壁の整備による災害対応力の強化、南ふ頭における完成自動車の集約化・効率化やエネルギー関連貨物の取扱機能を強化していくことが課題解決のための方策であり、四日市港を利用する事業者等からは、北ふ頭 81 号耐震強化岸壁の新規事業化を求める声が大きくなってきています。

2 四日市港の港湾・海岸事業の推進

(1) 四日市港の港湾施設の多くは、供用から 40 年ほどが経過し、施設の延命化への対応が喫緊の課題となっています。また、高まっている港湾需要への対応も課題であり、国直轄事業や補助事業による霞ヶ浦、四日市両地区の岸壁改良、22 号、24 号、27 号および 60～62 号岸壁、13 号や東防波堤の老朽化対策を着実に実施することで、港湾機能の維持・強化を図っていく必要があります。

他方、市街地に近い四日市地区においては、親水性があり、人々が集い、憩える港湾空間の創出が求められています。そこで、現在、老朽化が顕著である物揚場を緑地護岸として改修を進めていますが、今後も着実に進めていくためには、改修に係る社会資本整備総合交付金のさらなる確保が必要な状況です。

(2) 平成 25 (2013) 年度に三重県が実施した地震被害想定調査の結果、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波等により県内で約 53,000 人の死者が発生するなど、広域かつ深刻な被害が想定されています。また、四日市港の石油化学コンビナートが被害を受けた場合は、エネルギー供給機能の低下や基礎素材・部材のサプライチェーン寸断から、背後圏産業の生産性低下が危惧され、さらには、国民生活や復興事業等への多大な悪影響も懸念されます。四日市港においても、一部の地域が津波による浸水域になると想定されており、被害を最小限に抑さえつつ、臨海部の住民生活や企業活動を守ることが課題となっています。

そこで、南海トラフ地震等の大規模地震や津波、高潮、波浪等に対して、住民生活や企業活動の安全・安心を確保するため、富田港地区や 1 号地地区における高潮対策や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を早急に講じていくための防災・安全交付金（海岸）のさらなる確保が必要な状況です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

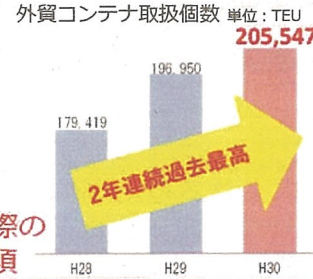
(財務省、国土交通省)

霞ヶ浦地区ふ頭再編 (北ふ頭81号耐震強化岸壁整備)

現況・課題

コンテナ (W26,W27,W80)

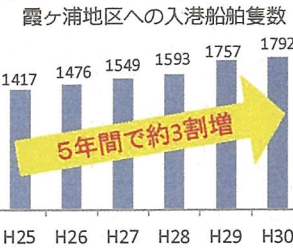
- 外貿コンテナ取扱個数が初の20万TEUを記録
- 北ふ頭と南ふ頭に分散し、非効率な運用
- コンテナ耐震強化岸壁が未整備
南海トラフ地震などが発生した際の被害軽減、早期復旧のために必須



阪神淡路大震災で甚大な被害を受けた神戸港では、震災前のコンテナ取扱量に戻すのに23年も要しました。

完成自動車 (W24,W25)

- 輸出の再開でバスやモータープールの不足、四日市地区への振替えなど非効率な運用



エネルギー関連貨物 (W22,W23)

- オイルコック、バイオマス燃料の新規輸入の開始によるバス不足

今後さらに

新名神高速道路や東海環状自動車道の整備が進み、より四日市港の重要性が高まり、霞ヶ浦地区のふ頭の混雑に拍車がかかる！

四日市港の霞ヶ浦地区のふ頭再編として、北ふ頭に新たなコンテナターミナル(耐震)の整備が必要

要望

霞ヶ浦地区のコンテナ取扱機能の高度化・効率化および災害対応力の強化、ふ頭の混雑解消を図るため、北ふ頭に新たな耐震強化岸壁 (W81) を新規事業化すること。

背後圏産業の発展を支え、地域の安全・安心を守る四日市港に向けて

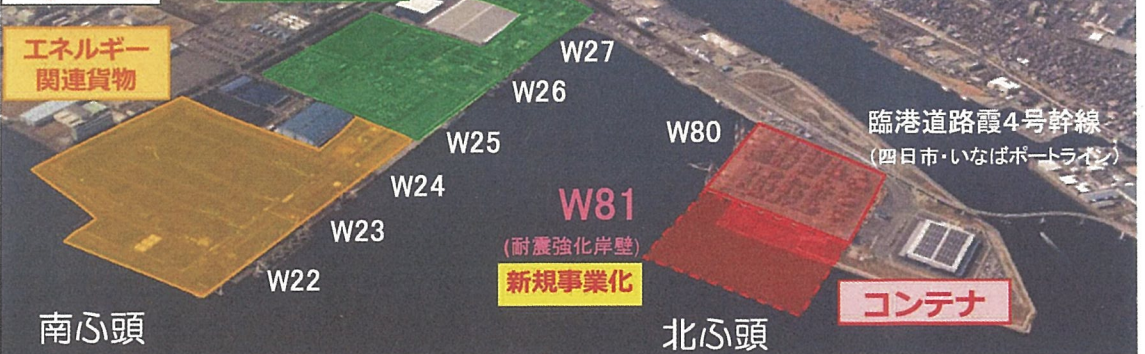
再編前 現況



ふ頭再編による効果

- コンテナ機能の高度化・効率化、災害対応力の強化 (W80,W81)
- 完成自動車の集約化・効率化 (W25,W26,W27)
- エネルギー関連貨物の機能強化 (W22,W23,W24)

再編後 イメージ



ふ頭整備に向けた地元気運の高まり

四日市港の将来を考えるフォーラム (5.11開催)

- 四日市港に寄せる期待や要望の声
- 自動車メーカー
 - 完成車等の輸送・保管能力の確保および効率化に向け、霞ヶ浦地区の機能強化が必要
- 船会社
 - 安定した貨物輸送の実現のため、港の生産性向上や大型船舶への対応、災害対応力の強化が必要

四日市港霞ヶ浦地区北埠頭の整備を進める会 (9.20設立)

10月7日に国土交通省を訪れ、官民一体となった要望活動を展開



【四日市港管理組合】

15 背後圏の生産性や安全・安心を高める四日市港の強靱化

(財務省、国土交通省)

四日市港の港湾・海岸事業の推進

港湾事業

老朽化対策 (W22,24,27,60~62, 13,東防波堤)

港湾施設の多くが供用から40年程経過し、施設の延命化が喫緊の課題

【W22下部工補修】 【W24上部工補修】



霞ヶ浦地区

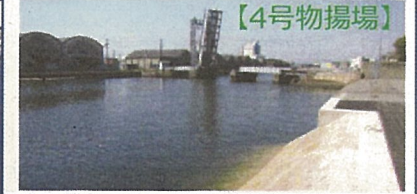


四日市地区



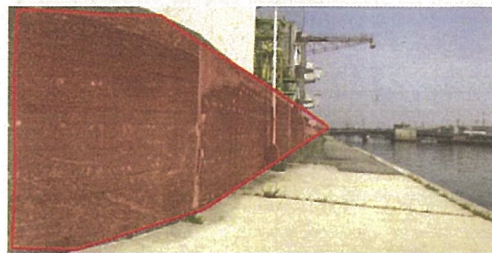
緑地整備 (千歳運河緑地)
老朽化した物揚場の改修を行い、緑地として利用転換

【4号物揚場】



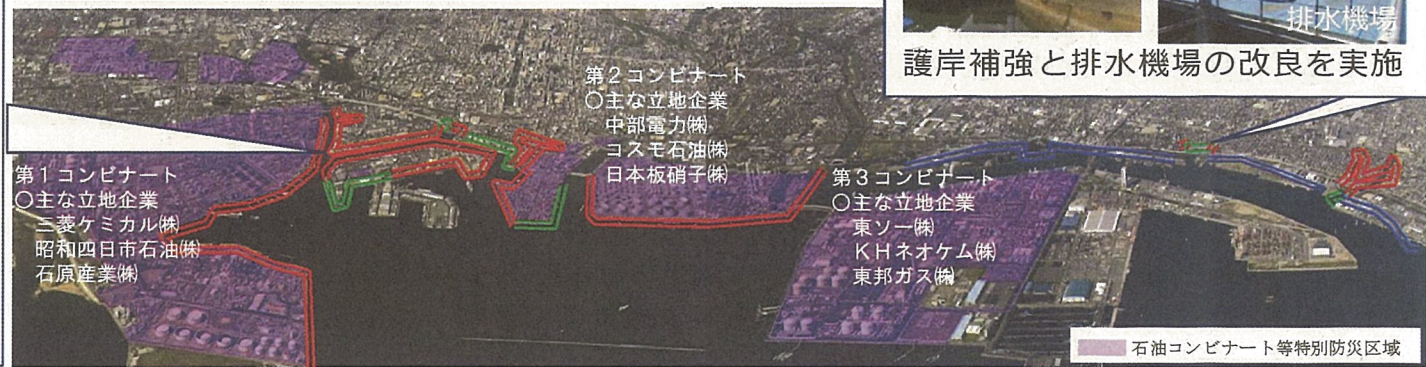
海岸事業

1号地地区 (四日市地区)



耐津波対策をふまえた胸壁補強

- 四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が必要な海岸保全施設 L=17.2km (うちコンビナート沿岸 L= 8.1km)
- 四日市港管理組合が所管する海岸保全区域における対策が不要な海岸保全施設 L= 4.5km
- 三重県が所管する海岸保全区域における海岸保全施設



富田港地区



護岸補強と排水機場の改良を実施

要望

- 1 高まる港湾需要に対応するため、老朽化対策など港湾機能の維持・強化に必要な予算を確保すること。
- 2 臨海部の住民・企業の安全・安心を確保するため、防災・安全交付金(海岸)の予算を確保すること。

【四日市港管理組合】

16 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、産地等が輸出に取り組むための環境整備など農林水産省内に新たに創設される輸出の司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進すること。
 - (1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (2) 茶の欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (3) 牛肉の輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
 - (4) 木材の輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
 - (5) 国が中心となって、東京 2020 大会等における真珠の利用を促進するとともに、アコヤ真珠の魅力を海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。
 - (6) 輸出に対応した産地を支援するための予算を十分に確保すること。
- 2 国際水準GAPの認証取得拡大に向け、東京 2020 大会におけるGAP認証食材の活用や国内外への情報発信に取り組むこと。また、「持続的生産強化対策事業」において、GAP指導活動の推進や教育機関における教育カリキュラムの継続支援などGAP推進に係る予算を十分に確保するとともに、農業者等へのGAP認証取得経費の支援の継続や、都道府県による消費者へのPRを通じた認知度向上の取組が効果的に実施できるよう支援内容を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 30 (2018) 年の農林水産物・食品の輸出額は 9,068 億円となり、平成 25 (2013) 年から 6 年連続で増加しています。農林水産物・食品の輸出額のさらなる拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備など、新たに創設される農林水産物・食品輸出促進を担う司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部（仮称）」において一元的かつ戦略的に推進することが必要です。

- (1) 県産柑橘のタイへの輸出拡大をめざしていますが、かんきつそうか病（SOS）対策に係る薬剤処理作業の負担が大きいことや、輸出対象が11月1日以降の収穫物に限定され、事実上、産地の主力品種である極早生温州みかんが対象にならないことなどが、障壁となっています。また、相手先として有望な台湾へ輸出の拡大を図るためには、インポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進める必要があります。
- (2) 伊勢茶の欧米への輸出拡大をめざしていますが、使用可能な農薬が制限されていることから、欧米とのインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を強化する必要があります。
- (3) 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、台湾等で月齢制限（30か月齢未満）が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、さらなる二国間協議の加速が望まれます。
- (4) 中国の木構造設計標準の施行等、スギ・ヒノキを構造材として輸出するチャンスを迎える中、木造住宅の輸出に向け、日本の技術者が輸出先国に設計の提案や技術指導等を行う場合に必要となる、輸出先国の基準に適合した設計・施工マニュアルおよび解説書の整備、意欲のある輸出事業者が行う、日本の木材製品の普及・PR活動への支援など、輸出拡大に向けた環境を整備する必要があります。
- (5) 中国、ASEAN諸国などアジアの富裕層を中心に年々真珠の需要が拡大していくことが見込まれる中、好機を的確に捉え、国産真珠の輸出拡大に向けて、令和2（2020）年に開催される東京2020大会における真珠の利用を促進するとともに、オールジャパン体制で海外にアコヤ真珠の品質の良さ、魅力のPRを行うことが重要です。
また、香港等での宝飾展におけるセミナーの開催など、海外での情報発信を強化する取組や、海外の宝飾バイヤー等向けの真珠体験ツアーの実施など、産地での真珠の魅力を伝える取組に対する支援が必要です。
- (6) 輸出に対応した産地の拡大に向けては、検疫条件や残留農薬基準への対応、低コスト多収栽培技術等の導入、海外の多様なニーズ把握等の取組が不可欠であり、これらの取組を支援するグローバル産地づくり推進事業や緑茶輸出産地緊急対策事業などの予算を十分に確保する必要があります。

2 本県では、県や関係団体等が一丸となって生産者に対する適切な指導ができるよう、GAP指導員等の育成に注力してきており、日本一の指導員数を確保してGAP認証取得の促進に取り組んでいます。その結果、国際水準GAP認証取得件数は平成29(2017)年度の約3倍となる76件(令和元(2019)年8月末時点)まで拡大しています。今後さらに、国際水準GAP認証取得を促進させるためには、東京2020大会でのGAP認証食材活用を広く国内外にPRするとともに、国際水準GAPに対する評価を高めることが必要です。

また、東京2020大会を経て、国際水準GAP認証がますます重要になってくることから、認証取得の初期段階における支援を継続・強化するとともに、次世代の農業リーダーを育成するため、農業高校および農業大学校における継続的なGAPの認証取得をとおして、実践的な学習機会を提供する必要があります。

さらに、GAPに対する国内消費者等の認知度が低いことから、国際水準GAPに対する農業者の取組が評価され、さらなる取組気運の醸成につながるよう、県内の食品関連事業者等とも連携したPRなど地域段階で消費者の認知度向上を図る取組を充実させる必要があります。

事務担当 農林水産部農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源・経営課
関係法令等 総合的なTPP等関連政策大綱、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱

現状と課題1 農林水産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化や環境整備の推進

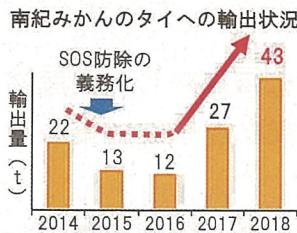
- ・輸出額1兆円(2019年)の目標達成とその先を見据え、地方の課題解決を加速することが重要
- ・輸出にむけた取組を新たに創設される輸出の司令塔組織において一元的かつ戦略的に推進することが重要

検疫条件など相手国の輸入規制の撤廃・緩和や、輸出に取り組む産地等の支援が必要

農畜産物に係る輸入規制への対応

柑 橘

- タイ
 - ・SOS防除(薬剤処理)が義務化
 - ・主力の極早生温州みかんが輸出不可(11月1日以降に限られる)
- 台湾
 - ・残留農薬基準が厳しく、使用農業に制限



伊 勢 茶

生産・流通・販売が一体となった東南アジア経済圏等での取組に加え、新たに大手旅行代理店と連携し、海外拠点の活用や商品開発などさらなる海外展開に挑戦

- 欧米
 - ・有機栽培など安全への関心が高く、残留農薬基準が厳しい



伊賀牛・松阪牛等

- 中国
 - ・日本産牛肉が未解禁
- 台湾
 - ・月齢制限(30か月齢未満)

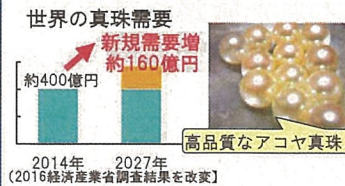
木材に係る輸出環境の整備

- 【販路開拓の支援】
 - ・商業輸出のための販路開拓支援が不可欠
- 【建築基準への対応】
 - ・輸出先国の法令等に対応した設計施工マニュアルが未整備



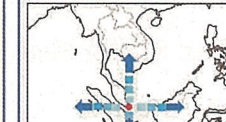
真珠の魅力発信

- ・海外への情報発信を強化することが必要



活カキ

- ・9月からシンガポール向け輸出を開始
- ・シンガポールでの取組効果を周辺国へ波及させる



課題

- 輸出環境の整備に向け、
- ・二国間協議を引き続き進めることが必要
- ・品目別の取組支援を継続・充実することが必要
- ・輸出に対応した産地づくりも急務

現状と課題2 GAPの認証取得促進への支援

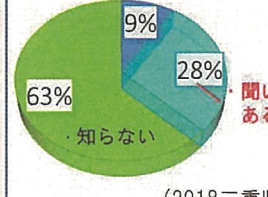
【認証の取得推進】



教育機関で取得
 県農業大学校 1校 (認証取得品目: 米、トマト、茶、梨、柿、肉牛、豚など)
 県立農業高校 全5校
 実践的な学習機会の提供

【認知度の向上】

消費者アンケート
 ・よく/ある程度知っている
 ・聞いたことがある
 ・知らない



課題

- 認証取得促進に向け、
- 取組の継続支援が必要
- 消費者等の認知度向上に向け、
- 地域の取組の充実が必要

要 望

- 農林水産物の輸出促進に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や産地等が輸出に取り組むための環境整備など、農林水産省内に新たに創設される輸出の司令塔組織「農林水産物・食品輸出促進本部(仮称)」において一元的かつ戦略的に推進すること。
 - 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス(残留農薬基準)の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - 茶の欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - 牛肉の輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
 - 木材の輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
 - 国が中心となって、東京2020大会等における真珠の利用を促進するとともに、アコヤ真珠の魅力在海外へPRするために必要な予算を十分に確保すること。
 - 輸出に対応した産地を支援するための予算を十分に確保すること。
- 国際水準GAPの認証取得拡大に向け、東京2020大会におけるGAP認証食材の活用や国内外への情報発信に取り組むこと。また、「持続的生産強化対策事業」においてGAP指導活動の推進や教育機関における教育カリキュラムの継続支援などGAP推進に係る予算を十分に確保するとともに、農業者等へのGAP認証取得経費の支援の継続や、都道府県による消費者へのPRを通じた認知度向上の取組が効果的に実施できるよう支援内容を拡充すること。

17 豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入防止に向け、野生動物侵入防止対策や消毒等の防疫対策を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」予算の十分な確保と補助率（1／2）の嵩上げなど農家負担のさらなる軽減および支援メニューの拡充を図ること。また、防疫措置の円滑な実施に向け、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを行うとともに、獣医師の確保およびワクチン接種に係る資機材や必要な予算の確保を図ること。
- 2 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底するとともに、発生国に対し、畜産物等の持ち出し防止を強力的に働きかけること。また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。
- 3 発生農場の経営再開に向け、融資制度等の拡充をはじめ、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置について、6次産業化の取組状況なども含め的確に講じること。また、発生前の規模での再開には相当の期間を要することから、雇用調整助成金における支給限度日数を拡大するなど対策を強化すること。
- 4 ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広くPRし、風評被害を防止すること。また、ワクチン接種により、取扱量の減少や取引価格の下落などが懸念されることから、生産者およびと畜・食肉流通事業者等に対する経営支援等の充実を図ること。
- 5 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な低減に向け、国の責任・負担において、野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めること。また、経口ワクチンの重点散布、捕獲野生いのししの豚コレラ検査や検体の適正処理に必要な予算を十分に確保すること。

《現状・課題等》

- 1 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入を防止するためには、地域の全ての養豚農場等が飼養衛生管理基準を遵守徹底することが最も重要であり、野生動物の侵入防止対策や農場等に出入りする人や車両の徹底した消毒など、防疫対策を継続して実施していきけるよう支援していく必要があります。
また、豚コレラ等に係る発生予防対策やまん延防止対策などの防疫措置を迅速かつ、円滑に実施するためには、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを進めるとともに、獣医師の確保などの体制整備や、日常的に農場に出入りしている管理獣医師がワクチン接種を行えるような制度構築、ワクチン接種に必要な資機材や予算の十分な確保が求められています。
- 2 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、豚コレラやアフリカ豚コレラ発生国からの食品の不法持込み等を阻止するため、輸入検疫体制を早急に強化していくとともに、当該発生国への働きかけを行っていく必要があります。
また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、発生国等とも協力し、ワクチンの研究開発など予防対策を進める必要があります。
- 3 発生農場の経営再開に向け、休業期間中等における従業員の給与や運転資金等を支援するための融資制度の創設や無利子化、保証料の無償化、国の手当金や経営支援互助金等についての免税措置など、きめ細かな措置を講じる必要があります。また、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置については、6次産業化の取組状況などを含め、付加価値を十分に考慮して的確に講じることが求められています。さらに、豚コレラの発生農場の多くが、原状に回復するまでに相当の期間を要していることから、雇用調整助成金の支給限度日数の拡大など、従業員の雇用を維持するための対策を強化する必要があります。
- 4 風評被害の防止に向け、ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広くPRすることが求められています。また、ワクチン接種に伴う豚肉等の風評被害が発生した場合には、養豚農場のみならず、取扱量の減少や取引価格の下落等により、と畜・食肉流通事業者等へも影響がおよぶことが懸念されることから、影響を最小限にする対策が必要です。

- 5 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な低減に向け、国の責任・負担において、野生いのししの捕獲の担い手確保や育成、捕獲の効率化・省力化、捕獲報奨金の充実など、野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を広域的かつ早急に進める必要があります。また、野生いのししへの経口ワクチンの重点散布をはじめ、リアルタイム PCR 検査の導入や検査機器の整備、検体を適正に処理するための環境整備等への支援が求められています。

事務担当 農林水産部担い手支援課、畜産課、獣害対策課
関係法令等 家畜伝染病予防法、消費・安全対策交付金等要綱

17 豚コレラの感染拡大防止に向けた支援の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

三重県では、県内全域において約103,000頭を対象に豚コレラワクチンの接種を実施。豚コレラ・アフリカ豚コレラの感染拡大防止等に向けて、さまざまな取組を粘り強く実施していくことが必要。

現状と課題1

農場を守る対策および水際対策

野生動物侵入防止柵を養豚農家の負担なしで整備できる制度を創設し、設置を加速



県内全域において約103,000頭を対象にワクチン接種を実施



空港等における検疫探知犬による検査



アフリカ豚コレラに備えた研究開発



写真：動物検疫所HP

課題

【農場を守る対策】

- ・豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止に向け、防疫対策の拡充が必要(飼養衛生管理水準の向上を目的とした施設整備等の強化)
- ・ワクチン接種の継続に向け、体制整備、資機材・予算の確保が必要

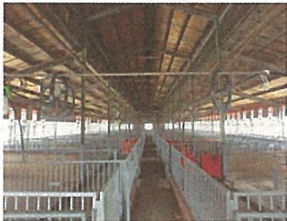
【水際対策】

- ・家畜伝染病の国内侵入を防止する水際対策の強化が急務
- ・アフリカ豚コレラに備えたワクチンの研究開発など予防対策が急務

現状と課題2

経営支援対策および風評被害対策

全国の80を超える農場で豚コレラが発生。現在も大多数が休業中であり、発生前の規模での再開は困難な状況。自己破産する事例有り。



ワクチンの安全性について

- 1) ワクチンを接種した豚は、2~3週間程度で抗体(免疫)を獲得し、ワクチン成分(ウイルス)はその過程で分解・排出されると考えられています。なお、抗体は、豚の体内で作られるため無害です。
- 2) また、ワクチン成分は開発過程で無毒化されており、肉などの可食部位で増殖することはありません。このため、豚肉にワクチン成分が残ることはありません。



モニタリングの強化

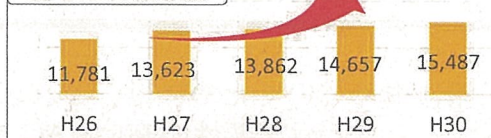
課題

- ・発生農場に対する融資制度等の拡充、経営資源回復のための特段の措置が必要
- ・科学的根拠に基づく接種豚の安全性に関するPRが急務
- ・取扱量の減少や取引価格の下落等が懸念されており、生産者および畜・食肉流通事業者等への経営支援が必要

現状と課題3

野生いのしし対策

野生いのしし捕獲頭数



野生いのししの捕獲強化



豚コレラ検査にかかる検体数の増加

課題

- ・野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策が急務
- ・経口ワクチンの重点散布、豚コレラ検査や検体処理の効率化が急務

要望

- 1 豚コレラ・アフリカ豚コレラの養豚農場への侵入防止に向け、野生動物侵入防止対策や消毒等の防疫対策を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」予算の十分な確保と補助率(1/2)の嵩上げなど農家負担のさらなる軽減および支援メニューの拡充を図ること。また、防疫措置の円滑な実施に向け、各発生事例における感染経路の把握や原因究明、接種農場におけるまん延防止措置の見直しを行うとともに、獣医師の確保およびワクチン接種に係る資機材や必要な予算の確保を図ること。
- 2 海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底するとともに、発生国に対し、畜産物等の持ち出し防止を強力に働きかけること。また、アフリカ豚コレラの国内侵入に備え、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。
- 3 発生農場の経営再開に向け、融資制度等の拡充をはじめ、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置について、6次産業化の取組状況なども含め的確に講じること。また、発生前の規模での再開には相当の期間を要することから、雇用調整助成金における支給限度日数を拡大するなど対策を強化すること。
- 4 ワクチン接種豚の安全性を科学的根拠に基づき広くPRし、風評被害を防止すること。また、ワクチン接種により、取扱量の減少や取引価格の下落などが懸念されることから、生産者および畜・食肉流通事業者等に対する経営支援等の充実を図ること。
- 5 豚コレラの感染拡大リスクの大幅な低減に向け、国の責任・負担において、野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を早急に進めること。また、経口ワクチンの重点散布、捕獲野生いのししの豚コレラ検査や検体の適正処理に必要な予算を十分に確保すること。

【農林水産部】

18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援

(農林水産省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 漁業関係者が納得して資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、資源管理の達成状況や漁獲シナリオの妥当性、資源管理が漁業経営に及ぼす影響等について、漁業者および都道府県と国が意見交換を行う検討会を制度化し、毎年開催するなど、漁業者や都道府県の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりを進めること。
- 2 漁業関係者が余裕をもって資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種の導入スケジュールを早急に提示するとともに、導入については都道府県の意見を十分に聴くこと。また、国と都道府県のデータ連携基盤構築のため、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算を十分に確保すること。
- 3 漁業関係者が安心して資源管理に取り組めるよう、漁業者の減収の継続にも対応できる、漁業収入安定対策等の拡充や予算の十分な確保を図ること。
- 4 漁業関係者の収入機会が増えるよう、TACの消化率向上と有効利用に向け、国における十分なTAC留保分の確保や、都道府県へのTACの追加配分手続きの簡素化とスピードアップ等により、都道府県の漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくりを行うこと。

《現状・課題等》

- 1 新たな資源管理措置を円滑に進めていくためには、これまで資源管理の中核を担ってきた漁業関係者の意見を十分に聴きながら、取組を進める必要があります。とりわけ重要性の高いTAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、毎年、資源管理の達成状況等を検証しフィードバックすることで、漁業関係者の意見を制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりが必要です。
- 2 国は、TAC対象魚種を早期に漁獲量ベースで8割（現行8種で6割）に、資源評価対象魚種を令和5（2023）年までに200種（現行50種）に拡大するとしていますが、新たなTAC対象魚種や導入スケジュールは示されていません。漁業関係者の不安を解消するためには十分な周知期間を設けるとともに、都道府県が有する知見をTAC対象魚種の導入に生かし、資源管理の有効性を高める必要があります。また、対象魚種の増加等に対応するため、国と都道府県は、漁業・海洋データの迅速かつ効率的なデータ収集体制を構築していく必要があります。
- 3 今後、資源管理の強化に伴い、TAC配分の減少やTAC対象魚種の拡大が想定され、長期間にわたり漁業経営に大きな影響を与える恐れがあるため、資源管理に取り組む漁業者の経営安定に向け、減収への対応が必要となっています。
- 4 現行のTACの追加配分手続きは要望から1～2カ月を要しており、TACの有効利用の妨げとなっているため、緊急配分枠として、あらかじめ水産政策審議会の承認を得ておくなど、都道府県の漁獲実態に即応できる運用改善が必要です。

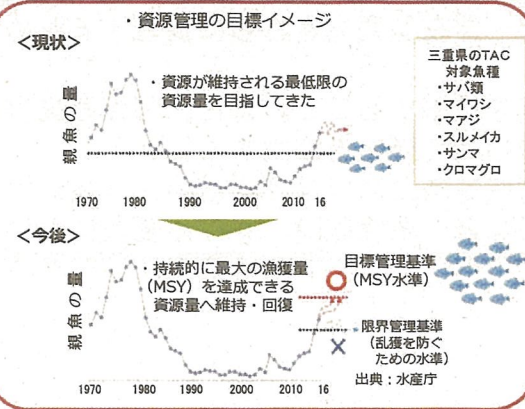
事務担当 農林水産部漁業環境課
関係法令等 漁業法

18 新たな資源管理措置の円滑な推進に向けた支援

(農林水産省)

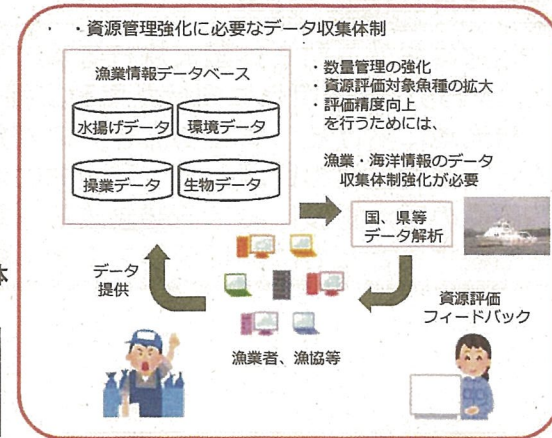
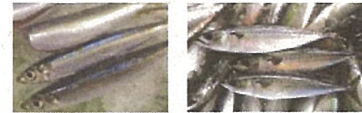
現状と課題 1 漁業者等の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくり

- ・漁獲可能量(TAC)の減少など、新たな資源管理措置の推進には、漁業者の不安が根強い
- ・国は、サバ類などTAC魚種の資源管理方針の策定時に検討会を開催
- ・漁業者の納得性を高めるため、漁業現場の意見交換の場が必要
- ・TAC設定は1年ごとであり、取組効果の検証と漁業者へのフィードバックを毎年行う必要



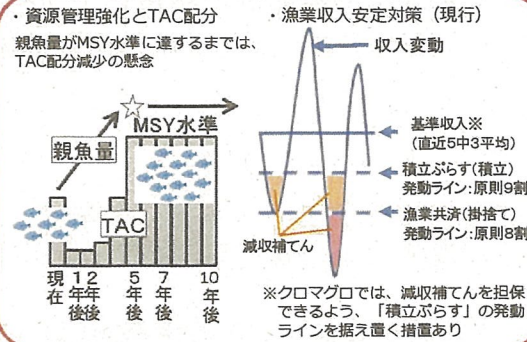
現状と課題 2 TAC対象魚種や導入スケジュールの早期提示等

- ・TAC対象魚種を漁獲量ベースで6割→8割に拡大予定
- ・資源評価対象魚種を50種→200種(R5年)に拡大予定
- ・新たなTAC対象魚種や導入スケジュールが未定のため、漁業者は不安
- ・都道府県の知見をTAC対象種の選定に活用するとともに、データ収集体制整備の予算確保が必要



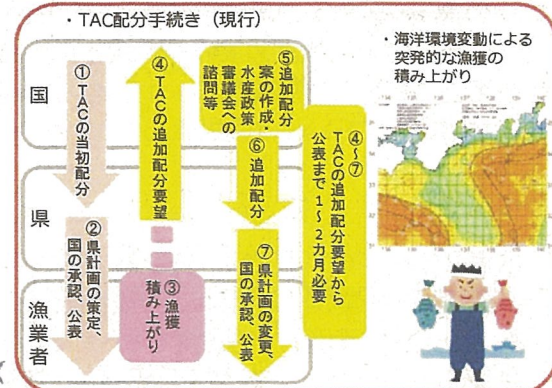
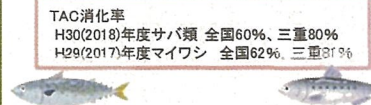
現状と課題 3 新たな資源管理措置の推進に必要な予算の十分な確保

- ・資源管理の強化や対象魚種の拡大に伴い、長期間にわたり漁業経営に影響を与えるおそれ
- ・資源管理に取り組む漁業者の経営安定に向け、減収対応が必要



現状と課題 4 漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくり

- ・海洋環境の変動等により、本県のサバ類など局所的に漁獲が積みあがる事例あり
- ・TACの追加配分には1~2カ月を要しており、消化率向上のさまたげ
- ・都道府県の漁獲実態に即応できる運用改善が必要



要
望

- 1 漁業関係者が納得して資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種については、資源管理方針の策定時だけでなく、資源管理の達成状況や漁獲シナリオの妥当性、資源管理が漁業経営に及ぼす影響等について、漁業者および都道府県と国が意見交換を行う検討会を制度化し、毎年開催するなど、漁業者や都道府県の意見を集約し、制度の設計や運用に反映させる仕組みづくりを進めること。
- 2 漁業関係者が余裕をもって資源管理に取り組めるよう、TAC対象魚種の導入スケジュールを早急に提示するとともに、導入については都道府県の意見を十分に聴くこと。また、国と都道府県のデータ連携基盤構築のため、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算を十分に確保すること。
- 3 漁業関係者が安心して資源管理に取り組めるよう、漁業者の減収の継続にも対応できる、漁業収入安定対策等の拡充や予算の十分な確保を図ること。
- 4 漁業関係者の収入機会が増えるよう、TACの消化率向上と有効利用に向け、国における十分なTAC留保分の確保や、都道府県へのTACの追加配分手続きの簡素化とスピードアップ等により、都道府県の漁獲実態に即応できるTAC配分の仕組みづくりを行うこと。

【農林水産部】

19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

【要望項目】 制度・予算

- 1 地方における訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図り、周遊・滞在型観光をさらに促進するため、新たなモビリティサービス（MaaS）の実用化に向けた財政支援を継続すること。
- 2 観光地における「まちあるき」の満足度向上のための財政支援制度を継続すること。また、国際観光旅客税について、地方における受入環境整備の財源として積極的に活用できるよう、補助対象地域の指定要件を拡大すること。
- 3 個々の宿泊施設における経営改革の取組を地域（観光地）全体の生産性向上につなげるため、「宿泊施設の生産性向上推進事業」を継続するとともに、ビジネスモデル構築に向けたアドバイザー派遣など、準備段階における経費についても支援対象とすること。

《現状・課題等》

- 1 本県志摩市では、今年度、訪日外国人旅行者の回遊性の向上による滞在型観光の促進と地域住民の利便性向上を図るため、交通事業者、宿泊事業者、観光施設等が連携し、国の支援制度を活用しながら、オンデマンドバスなど新たな二次交通サービスの提供や専用アプリの開発など、「志摩 MaaS」の実用化に向けた実証実験を行っています。
「国内外から選ばれ続ける観光地」をめざし、令和7（2025）年の大阪・関西万博の開催や令和9（2027）年のリニア中央新幹線（東京～名古屋間）の開業という大きな誘客チャンスを逃さないよう、今後、志摩市での取組を「伊勢志摩地域」や「関西圏・中部圏」へと広域展開していく必要があります。
- 2 本県では、インバウンドの個人旅行者（FIT）が快適に旅行できる環境を整備・充実するため、今年度、志摩市において、DMOや観光事業者等が連携し、国の支援制度を活用しながら、AIチャットボットの導入による観光案内の強化や多言語案内表示の整備など、「まちあるき環境」の整備を行っています。
今後も引き続き、志摩 MaaS との連携のもと、「スマホ1つでストレスフリーに旅行できる伊勢志摩」の実現をめざし、広域展開に向けた案内機能のブラッシュアップなどに取り組む必要があります。
また、国においては、地方へのインバウンド誘致のさらなる促進のため、「まちあるき」の満足度向上など、国際観光旅客税を財源とした支援制度を地方が幅広く活用できるよう、柔軟な制度運用に向けた対応が望まれます。

3 本県では、宿泊業の働き方改革を支援するため、宿泊施設の経営者を対象とした業務改革や人材マネジメント等のノウハウ習得の場の提供や、各セクションのリーダー層を対象としたリーダーシップスキル強化、従業員のモチベーションアップなどをテーマにした研修会等を行っています。

これらの県の取組を契機として、宿泊施設の生産性向上に向けた地域（観光地）単位の取組の気運が高まっており、今後、地域における宿泊施設等の連携によるビジネスモデル構築に向け、課題整理や仕組みの検討など、準備段階の取組も含めて支援していく必要があります。

事務担当 雇用経済部観光局観光政策課
関係法令等 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、道路運送法

19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

県の取組 (令和元年度)

◆「志摩MaaS」の推進【実証実験】

回遊性の向上等による滞在型観光の促進 / 地域住民の利便性向上

●実証実験 第1弾(10月1日から実施中)

○新たな二次交通サービスの提供による「ニーズ把握」と「システム検証」

- ・オンデマンドバス (鵜方駅前～横山展望台など)
- ・相乗りオンデマンドタクシー (志摩市内の指定乗降ポイント: 約35か所)
- ・あご湾マリンキャブ (乗船場所13か所)
- ・ホテル送迎バス (指定ホテル宿泊で、主要駅経由の無料送迎バス利用可)



あご湾マリンキャブ

●実証実験 第2弾(1月9日スタート)

- オンデマンド交通の検索・予約・決済が可能な「志摩MaaS」専用アプリの開発と運用に向けた実験
- 「鉄道デジタルフリーパスや着地型旅行商品の発売」



◆志摩市における「まちあるき環境」の整備

個人旅行者 (FIT) がストレスフリーに旅行できる環境整備

○「外国人観光案内所の整備・改良」

- ・AIチャットボットの導入による観光案内強化
- ・非常用電源機器の整備
- ※志摩市の観光案内所の機能強化 (「カテゴリー1」から「カテゴリー2」にレベルアップ)

AIチャットボットを活用した初めての事例

○「多言語観光案内表示の一体的整備」

- ・Mapを含めた情報掲載用デジタルサイネージの新設
- ・観光案内板の増設



サイクリングを楽しむ旅行者

★「二次交通」と「観光案内」の両輪で滞在型観光を促進 【スマホ1つでストレスフリーな旅行を実現】

今後の展望

国内外から選ばれ続ける観光地へ

「志摩MaaS」の広域展開

- 2020年度 “伊勢志摩地域”へ拡大
- 2021年度以降 “関西圏・中部圏”へ拡大

「滞在・周遊型観光」の一層の促進

<誘客のビッグチャンスを見逃さない>

- 2025年 大阪・関西万博
- 2027年 リニア中央新幹線 (東京～名古屋)開業 など

インバウンド誘致のための地方支援

◆MaaSの実用化

- ・実証実験結果の検証をふまえ、伊勢志摩地域へのMaaSエリア拡大、サービス充実に向けた取組を継続的に支援

◆まちあるき環境整備

地方における「まちあるき」満足度のさらなる向上のために。

- ・「まちあるき」環境整備のための支援の継続

●「国際観光旅客税」財源充当事業補助対象地域[指定要件]

※三重県内の指定市町
17市町/29市町

現在、以下を含む地域が指定されている。

- 訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

・指定要件を拡大し、地方における受入環境整備を支援

【要望項目】

- 1 地方における訪日外国人旅行者等の移動の利便性向上を図り、周遊・滞在型観光をさらに促進するため、新たなモビリティサービス (MaaS) の実用化に向けた財政支援を継続すること。
- 2 観光地における「まちあるき」の満足度向上のための財政支援制度を継続すること。また、国際観光旅客税について、地方における受入環境整備の財源として積極的に活用できるよう、補助対象地域の指定要件を拡大すること。

【雇用経済部】

19 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

現状と課題

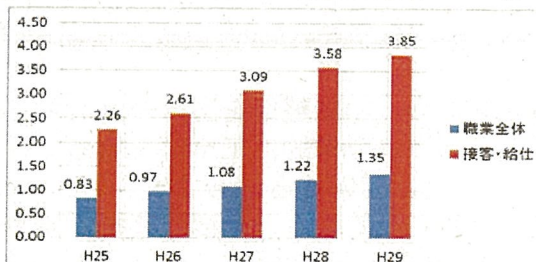
○インバウンドの現状

- ・外国人旅行者が増加している
- ・宿泊者や旅行者のニーズが多様化している

一方、宿泊施設の状況は

○宿泊業の人手不足が深刻

有効求人倍率の推移(全国値)
職業全体 1.35倍 接客・給仕 3.85倍



出典：一般職業紹介状況(平成29年 厚生労働省)

○離職率が高い

離職率(全国値) ... 産業別で最多
職業全体 14.9% 宿泊業等 30.0%

出典：雇用状況調査(平成29年 厚生労働省)

○宿泊業従業員満足度が低い

業種別従業員満足度
「旅館、ホテル、旅行等」 44位(47業種中)

出典：「待遇面の満足度」業種別ランキング(2014.3 Workers)

県の取組

宿泊施設の経営力向上

従業員満足度向上

に向けて、

○平成29年度

(株)リクルートライフスタイルが、三重県を実証実験の場として、持続可能な宿経営の実現に向けた研修プログラムを開発。

○平成30年3月29日

(株)リクルートライフスタイルと三重県が「宿泊業の働き方改革」に関する連携協定を締結。



◆個々の宿泊施設を対象とした研修を実施し、結果を広く共有

◆平成30年度

- ・県内宿泊施設の「経営者」を対象とした研修の実施。
- ・成果発表会を開催し、研修結果を発表、共有。



- ・自発的な職場改善のきっかけづくり
- ・従業員の成長意欲を高める人材マネジメント
- ・宿泊施設の現場推進力の強化 など

◆令和元年度

- ・県内宿泊施設の「次世代リーダー層」を対象とした研修の実施。
- ・成果発表会を開催し、研修結果を発表、共有。



- ・モチベーションアップ
- ・宿泊業を支える現場推進リーダー層の育成 など

宿泊施設の経営改革に向けた取組

さらなる取組展開

宿泊施設の生産性向上のために必要な支援

<県の取組を契機として>

宿泊施設の生産性向上に向け、「地域単位」での面的な取組の気運が高まっている。

「宿泊施設の生産性向上推進事業」を活用し、合理化や付加価値の向上に向けた取組にチャレンジしたいという地域が出てきている。

◆地域(観光地)における生産性向上の取組を支援

「宿泊施設等の連携によるビジネスモデルの構築」

(例)送迎バスの共同運行、商品開発のための共同研究 等

◆「宿泊施設の生産性向上推進事業」について、

ビジネスモデル構築に向けた課題整理や仕組みの検討など、「準備段階」における取組も支援対象に。

(例)アドバイザー派遣に係る経費 等

【要望項目】

- 3 個々の宿泊施設における経営改革の取組を地域(観光地)全体の生産性向上につなげるため、「宿泊施設の生産性向上推進事業」を継続するとともに、ビジネスモデル構築に向けたアドバイザー派遣など、準備段階における経費についても支援対象とすること。

【雇用経済部】

20 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【要望項目】 制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。
また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に遅れることなく、工事等が着実に進められるようスピード感をもって連携・調整するとともに、名古屋・大阪間の円滑な事業実施のため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えており、奈良県、大阪府とも連携してJR東海への働きかけを進めているところです。
国においても、「骨太の方針 2019」において「建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。」との方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、公表の早期実現を図る必要があります。
また、現在の東京・名古屋間の建設工事等についても、2027年の開業予定に遅れることなく、着実に進められるよう、国においても、必要な連携、調整を積極的に行うとともに、早期整備のために必要な手続きを円滑に進めるなど、リニア中央新幹線の工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。
- 2 リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新大阪駅事業について、「骨太の方針 2019」において“新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図る”方針が示されたこと、また、将来の新大阪駅整備に向けた構想の検討が行われていることなどをふまえ、リニア中央新幹線と北陸新幹線の環境アセスメントの実施時期を合わせて相互連携を図るなど、新大阪駅関連事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。
- 3 リニア中央新幹線の全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。
特に地方においては、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の整備と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に得られるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

21 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

【要望項目】 制度・予算

- 1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第二期総合戦略」という。)の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化すること。
- 2 5Gをはじめとする Society5.0 の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、第二期総合戦略の最重要の柱と位置づけるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(地方版)について、毎年度の取組の成果と課題や、これをふまえた改善の方向等を定期的に共有し、国と地方が問題意識を共有して互いの戦略を着実に推進していくため、国と地方の協議の場として「地方創生分科会(仮称)」を設置するなど、定期的に協議する機会を設けること。
- 4 関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業の促進等を推進すること。
- 5 「応援村 OUEEN-MURA」は、世界的なスポーツ大会が開催されることを契機として、地方においても、スポーツの競技場に行かなくとも躍動感を共有することができるような集いの場を作るなど、官民の力を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有している。実施主体は地方自治体や企業等が参画する実行委員会であるが、その活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなど支援すること。
- 6 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を行うとともに、これまでの地方創生の取組の成果をふまえた、第二期における地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 地方創生は、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現するものであるとともに、今後とも我が国の成長のエンジンとしての役割を担う東京圏に代表される大都市部の活力の維持・向上を図りつつ、過密化等を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現しようとするものです。地方部と大都市部がより魅力ある日本を形作ろうとする「地方創生は日本創生」といえます。第二期総合戦略の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完し、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化することが必要です。
- 2 第一期総合戦略の取組の結果、全ての都道府県で有効求人倍率が史上初めて1倍を超え、完全失業率も低下するなど、雇用環境の改善が続いています。一方、我が国の人口減少・少子高齢化は依然、深刻な状況であり、今後数十年間は人口減少が見込まれるため、地域づくり、国づくりを進める上では、これに対応した社会システムを再構築することが不可欠となっています。
5Gをはじめとする Society5.0 の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、これを第二期総合戦略の最重要の柱と位置付けるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じる

ことが必要です。特に、5Gについては、地方を含むエリアで早期にサービスが開始されるとともに、離島や中山間地域など条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤の整備が確実に提供され、地方部と都市部の基盤整備に格差が生じないように、万全の対策を講じる必要があります。

- 3 地方創生の推進にあたっては、これまでも国と地方との意見交換の場が設けられており、また、第二期総合戦略策定にあたっては適宜、説明会の場を設定していただいています。「まち・ひと・しごと総合戦略」(地方版)について、他の都道府県の課題や成果を共有する場としては全国知事会で議論を行っていますが、国との間で定期的に意見交換や情報交換をする機会がありませんでした。今後、国と地方が相互の戦略を確実に進めていくには、例えば、「地方創生分科会(仮称)」を開催し、問題意識の共有や定期的な情報提供を図ることが必要です。
- 4 関係人口の増加は、担い手不足などさまざまな課題を抱える地方にとって有意義なだけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大など、都市部の住民にとっても有意義なものです。このため、関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業の促進等を推進することが必要です。
- 5 応援村とは、世界各国から超一流のアスリートが集う 2020 年に地域住民が日常生活の延長の中で応援できるプラットフォームとして、「応援村 OUEEN-MURA」を全国各地(2,000 箇所)に配置し、国内外の観光客や地域住民が集まる場所とし、未来にレガシーを残すことを目的とするものです。応援村では、主に、地域の飲食、物販、スポーツ体験、ヴァーチャルリアリティなどを行い、地域住民だけでなく、観光客に対するおもてなしの提供、雇用の確保、地域経済活性化にも期待ができます。

応援村の実施主体は、都道府県、市区町村などの自治体と企業等が参画する組織である全国応援村実行委員会と、各個別の応援村の設置を担う各市町村ごとに組織された市町村実行委員会となっています。

このように、応援村は、スポーツを契機として地域の活性化を図る、官民の力を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有しています。今後その活動を国内各地で幅広く活発に行っていくため、自治体や企業等が参画する実行委員会を実施主体とする活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなどの支援が必要です。

- 6 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続が必要であり、また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算については、第一期の取組の深化を図りつつ、第二期における新たな視点に基づく取組を進めるため、拡充が必要です。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用については、モラルハザードが生じないように配慮しつつ、制度の延長、税の軽減効果の拡大、並びに地方創生推進交付金以外の補助金との併用や既存の基金事業への対象拡大、地域再生計画の策定の手続きについての抜本的な簡素化等の更なる運用改善が必要です。

地方創生推進交付金については、交付金額の上限目安の撤廃、ハード整備割合や計画期間の延長の見直し、地方創生の実現に資する特定の個人、企業への給付についても対象経費として認めるなどの弾力化、また、間接補助事業については、年度末までの事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払時期を見直すなど運用の改善を図ることが必要です。

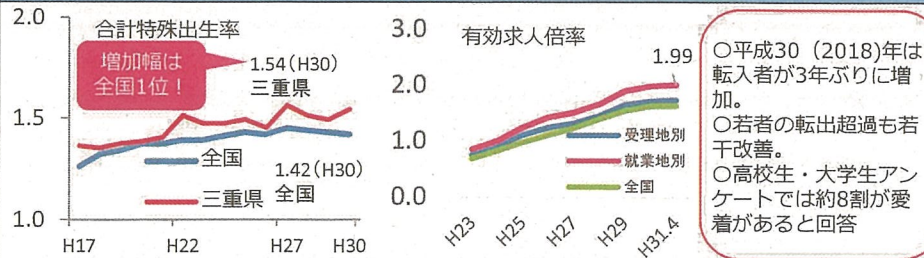
地方創生拠点整備推進交付金については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とした上で、複数年にわたる事業への活用も可能となるよう当初予算での予算措置を行うとともに、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ることが必要です。

担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、企画課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

21 地方創生の取組に向けた支援 ①

(内閣官房、内閣府)

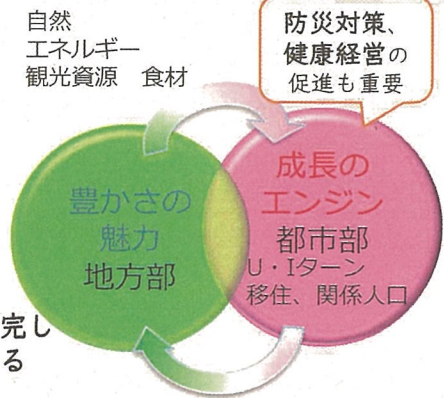
■ 1 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって



○平成30(2018)年は転入者が3年ぶりに増加。
○若者の転出超過も若干改善。
○高校生・大学生アンケートでは約8割が愛着があると回答

<第一期総合戦略で残った課題>
◆転出超過は2年連続で4,000人超。うち約8割が15歳から29歳の若者
◆仕事と子育てが両立できる環境の拡充

- 地方創生の取組を通じて住みよい環境の確保と質の高い、豊かな生活・就労・結婚・子育てなどの希望の実現を!
 - 「活力ある働く場づくり」「未来を拓く人づくり」「希望がかなう少子化対策」「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策で多角的に推進
 - 地方部と都市部が互いに連携・補完しまち・ひと・しごとの好循環を図る
- 地方創生は日本創生!



■ 2 5GをはじめとするSociety5.0の実現に向けた技術の活用

<第一期総合戦略で残った課題>
◆人口減少への適応に向けて未来技術の活用が必要

- Society5.0の実現に向けた技術の活用による人手不足の解消や生産性向上
 - 一気に、特に地方部での整備が重要
- 成果を都市部へ



■ 3 地方と国との意見交換

地方の総合戦略の課題・成果について、国との情報共有、意見交換の場が必要



「地方創生分科会(仮称)」を設置し国と地方が相互の戦略を確認しつつ着実に地方創生を推進

国と地方はワンチーム!
地方創生は日本創生!

(出典: 経済産業省製造産業局ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/main/rules.html>)

要望項目

- 第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第二期総合戦略」という。)の策定・推進にあたっては、地方部と大都市部は互いに連携・補完して、ともに輝き、まち・ひと・しごとの好循環の確立をめざすものであることを、共通の認識とするよう改めて明確化すること。
- 5GをはじめとするSociety5.0の実現に向けた技術の活用は、人手不足や生産性向上など地方創生に深く関わる課題の解決に必須であることから、第二期総合戦略の最重要の柱と位置づけるとともに、一気に、特に地方部での整備が進むよう、具体的な支援策を講じること。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(地方版)について、毎年度の取組の成果と課題や、これをふまえた改善の方向等を定期的に共有し、国と地方が問題意識を共有して互いの戦略を着実に推進していくため、国と地方の協議の場として「地方創生分科会(仮称)」を設置するなど、定期的に協議する機会を設けること。

【戦略企画部】

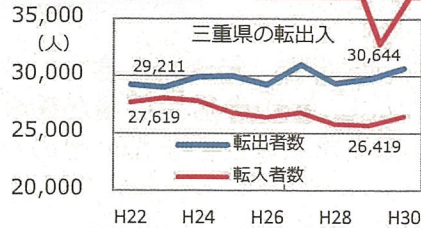
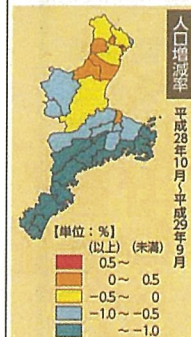
21 地方創生の取組に向けた支援 ②

(内閣官房、内閣府)

■4 関係人口の拡大

<第一期総合戦略で残った課題>
◆地方の高齢化による担い手不足

転入者数も3年ぶりに増加



三重県南部地域の過疎高齢化などの課題に対応するため、平成30年(2018)年度、明治時代に実在した「度会県(わたらいけん)」をバーチャル上に復活させ、地域や地域の人びとと多様に関わる度会県民を募集し、さまざまな活動を実施



関係人口と地域の協創により、南部地域の活性化を図るため、関係人口から活動人口へステップアップ。さらに、UIターンの拡大に

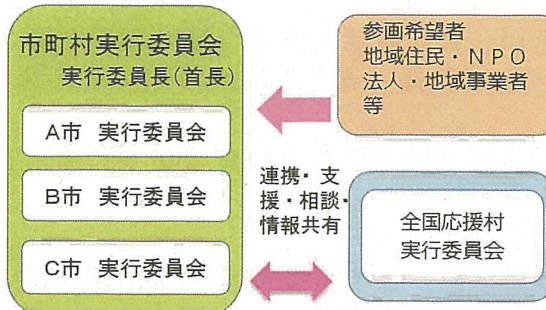
■5 応援村OUEN-MURAへの支援

企業と地方自治体が参画する実行委員会形式の応援村の取組は、現行制度上は地方創生推進交付金の対象外



出典：「応援村 OUEN-MURA」ガイドライン
(全国応援村実行委員会)
2019年8月27日

◇役割分担イメージ (第Ⅱ類型)



雇用創出、地域経済活性化に資する応援村の取組で、官民の力を結集して地方創生を推進

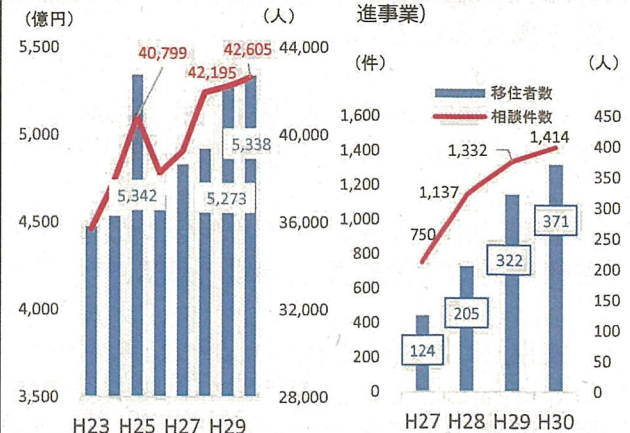
■6 地方創生推進交付金制度等の制度拡充

<第一期総合戦略で残った課題>

◆今後も地方創生の取組を進めるためには、制度の拡充が必要

観光消費額と観光入込客数増加!
(観光の産業化による雇用の創出事業)

県と市町の施策を利用した県外からの移住者数増加!
(若者の県内定着と移住の促進事業)



制度の活用が促進されれば、地方創生の取組がさらに推進

要望項目

- 関係人口の拡大に向け、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業の促進等を推進すること。
- 「応援村 OUEN-MURA」は、世界的なスポーツ大会が開催されることを契機として、地方においても、スポーツの競技場に行かなくとも躍動感を共有することができるような集いの場を作るなど、官民の力を結集して地方創生に取り組むものであり、世界初の取組として先駆性も有している。実施主体は地方自治体や企業等が参画する実行委員会であるが、その活動経費を地方創生推進交付金の対象とするなど支援すること。
- 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を行うとともに、これまでの地方創生の取組の成果をふまえた第二期における地方創生推進交付金の拡充を行うこと。

【戦略企画部】

22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【要望項目】 制度・予算

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がりを全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 東京 2020 大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに、競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 2 東京 2020 大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 3 東京 2020 大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 4 東京 2020 大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第 76 回国民体育大会および第 21 回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会の開催にあたっては、それらの成功はもちろんのこと、大会の盛り上がりやスポーツへの関心を長く持続させるとともに、大会を契機として、次世代を担う子どもたちも含めた全ての住民がよりよい環境でスポーツに取り組むことにより、スポーツを通じた地域活性化が実現することが最も重要です。

国では、東京 2020 大会に向けて取り組むべきアクションや大会後に創出すべきレガシーについて検討がなされていますが、大会で盛り上がった機運やスポーツへの関心を全国各地で持続させ、各地域が活性化していくための具体的な支援策については明確になっていません。また、スポーツへのニーズの多様化や、少子化により教員・児童生徒数が減少し、従前と同様の部活動を維持していくことが難しくなる中、子どもたちが個々のニーズや各学校・地域の実情に応じて積極的にスポーツに参画するための支援策も確立されていません。

本県では平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年までの 5 年間で「みえのスポーツ・イヤー」と位置付け、この間に開催される大規模大会を通じて「スポーツを通じた地域活性化」をめざすこととしていますが、大会終了後の「三重のスポーツの姿」をどのように描き、スポーツを通じてどのような地域社会をめざしていくかということが重要な課題であると考えています。

これらの課題を解決するためには、東京 2020 大会等の大規模大会で活躍した全国のトップアスリートがそれぞれの地域社会において定着・活躍する場を確保し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくことが重要であり、そのための国の制度創設や財政措置が求められます。

- 1 国のスポーツ基本計画において、成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率が 3 人に 2 人 (65%程度) となることが目標とされていることなどをふまえ、本県でも平成 27 (2015) 年に制定したスポーツ推進条例に基づく推進計画において、65%を目標として取り組んでいます。

しかしながら、特に女性やビジネスパーソンなど、積極的に運動・スポーツをする環境が十分整っていない層の実施率が低いことが全国的な共通課題となっており、本県でもひと駅歩きや階段の利用など、「積極的に体を動かすことも運動に含まれる」という点を意識した啓発などに取り組んでいますが、実施率の改善に向けたさらなる工夫が急務となっています。

実施率の向上により、「する」「みる」「支える」といったスポーツに参画する人口が拡大し、地域スポーツの振興が図られるだけでなく、住民の健康増進や一体感醸成、絆づくりにつながるものと考えられます。そのためには、各地方独自の取組に加えて、東京 2020 大会で活躍した選手が全国のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校 (部活動も含む) や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を図ることが重要です。そして、そのことにより選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が創出され、次世代を担う子どもたちも含めた全ての住民が積極的にスポーツに参画できるような、プラットフォームの整備と財政支援措置が必要です。

- 2 本県では、東京 2020 大会で活躍できる人材の輩出および翌年開催の三重とこわか国体での天皇杯獲得をめざすとともに、その後も地域において定着・活躍できる優秀な指導者を養成するため、全国でも先進的な取組である「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を平成 30 (2018) 年度から実施しています。

現役を退いたアスリートが、将来の優秀な指導者として地域の競技スポーツをけん引していくためには、ナショナルコーチアカデミー (JOC) で輩出される代表コーチのような質の高い指導者を地域でも養成できる仕組みが、国の主導・支援により全国各地に広がっていくことが必要です。

また、彼らが地域において定着・活躍するためには、指導者養成システムの充実に加え、企業等による長期的・安定的な受け皿が必要不可欠ですが、地方においては、潤沢な資金により選手をサポートできる大企業はごくわずかです。

オリンピック大会で活躍した選手が、引き続き地域の競技スポーツと地域スポーツの指導的立場となって学校部活動や地域スポーツ活動と連携し、スポーツを通じた地域活性化に貢献できるような、充実したキャリア形成の促進が重要です。そして、それを進めていくためには、地元企業等が積極的にその受け皿となり、地方自治体も含めた地域全体で選手を支えていけるような財政支援制度が必要です。

3 東京 2020 大会に向けて、各地方自治体がホストタウン制度により参加国との交流に取り組んでおり、本県においても伊勢志摩サミットで新たな関係ができたカナダとの交流を中心に取り組んでいます。また、ホストタウンの取組を進める上で重要となる事前キャンプ地誘致についても、カナダ（体操、アーティスティックスイミング、レスリング）、英国（パラ水泳）、ラオス（パラ陸上）、スペイン（オリ・パラ トライアスロン）の本県におけるキャンプ実施が決まっています。

ホストタウン制度は、東京 2020 大会を通じた人材育成や地域活性化の観点から非常に有効な取組ですが、最も重要なのは交流を一過性のものとせず、長く続けることです。

大会を通じて全国各地で生まれた交流を長く継続させることにより、日本と参加国の双方において世界を舞台に活躍するグローバル人材が育まれるとともに、交流を通じた地域活性化が実現するものと考えられます。そのためには、現行の財政支援制度が大会終了後も継続され、新たな交流支援制度として拡充されることが必要です。

4 本県では、東京 2020 大会の翌年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備を進めており、東京 2020 大会の事前キャンプでの交流および聖火リレーの取組などで培った経験や、東京 2020 大会で整備した競技用具の使用などを有形無形のレガシーとして受け継ぎ、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功につなげたいと考えています。

もとより、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県や開催市町村では、大会運営、競技役員の養成や施設整備などに大きな財政負担が生じており、本県においても経費節減に向けて、前例にとらわれず、真に必要な取組かどうかを十分精査しているところですが、国からの十分な財政措置が必要不可欠であることに変わりはありません。

国民体育大会の規模が年々大きくなっていることや、三重とこわか大会から導入されるボッチャ競技の運営に多くの人的負担が必要となることなども鑑み、東京 2020 大会で高まったスポーツへの関心を次世代へつなぐためにも、本県および後継県への財政支援措置が必要です。

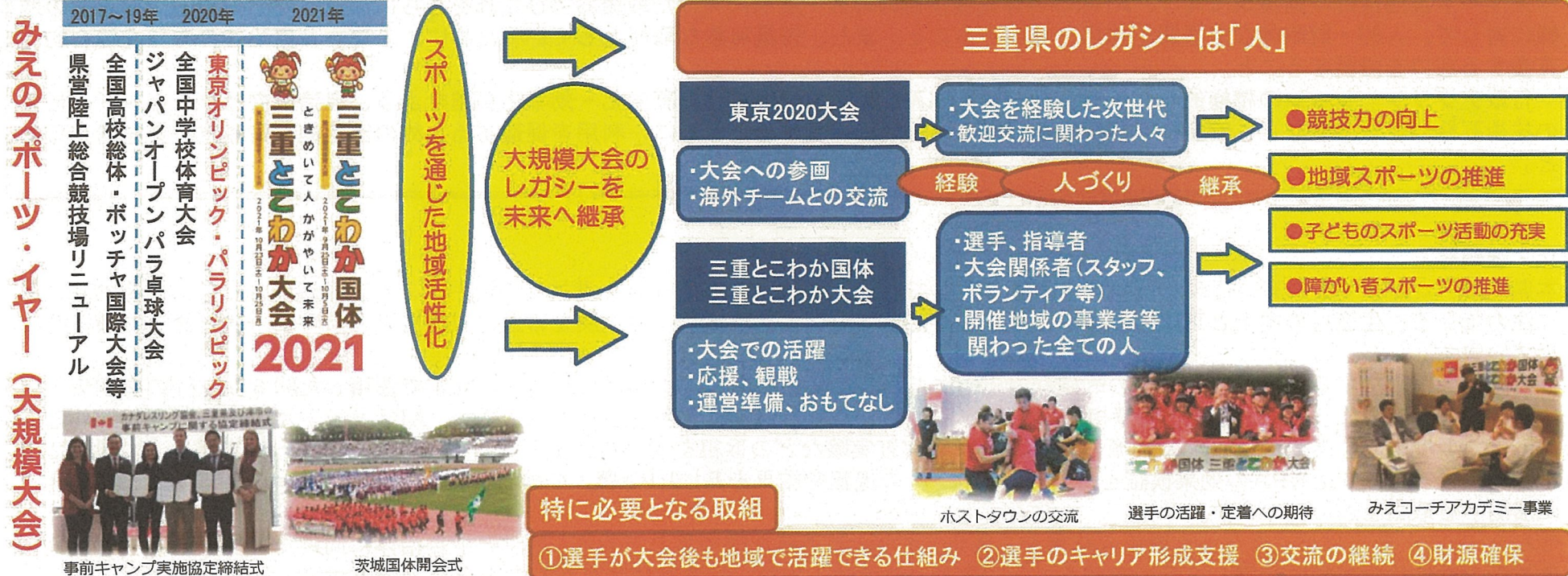
事務担当 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課、スポーツ推進課、競技力向上対策課
関係法令等 スポーツ基本法

22 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京2020大会や国体・全国障害者スポーツ大会などの大規模大会は、それらの成功はもとより、その後の人材育成や地域活性化につなげることが重要です。そのためには、大会で活躍したトップアスリートが地域社会において活躍・定着し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた交流促進や地域活性化を図る必要がありますが、そのための仕組みづくりや財源確保が困難です。



【要望項目】

東京2020大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がり全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 東京2020大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 2 東京2020大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 3 東京2020大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 4 東京2020大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

【地域連携部】

23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実

(総務省)

【要望項目】 制度・予算

- 1 スマート自治体の早期実現に向け、AIやRPA等先進技術の導入・活用に向けた取組およびこれをさらに加速させるための人材育成の取組に対して、人的・財政的な支援策を強化・充実すること。また、持続可能な取組としていくために、スマート自治体の取組を総合的に支援する窓口を設置すること。
- 2 行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入による自治体事務の高度化・効率化が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みを早期に確立するとともに、利用を促進するための安定的な財政支援策を講じること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、安定して質の高い行政サービスを提供し続けていくため、AIやRPAなど先進技術の活用により、職員がより付加価値の高い業務に注力できる、生産性の向上と正確性の確保を両立させた「スマート自治体」への転換をめざす取組を県と市町が一体となって積極的に進めています。

具体的には、増加する児童虐待相談への的確な対応等にあたる職員への支援につなげるため、これまで蓄積した約6,000件の事例データを生かし、全国初となる取組として、児童相談対応へのAI技術を活用した実証実験を進めているほか、AIチャットボットを活用した外国人観光客受入環境整備、選挙事務へのAI技術の活用、RPAの実証実験などの取組を進めているところです。県内市町への支援としては、2市町をモデルとしたBPRとRPAの効果検証を行うとともに、その過程や結果を基にRPA導入の検討に資するようなマニュアルを作成し、全市町に展開する取組を進めています。

令和2(2020)年度には、こうした取組の結果をふまえ、さらなる取組を進めるとともに、スマート自治体に向けた取組を加速するため、先進技術を具体的な業務に活用し、その範囲を拡大できる「スマート人材」の育成に取り組むこととしています。

一方で、スマート自治体の推進にあたっては、こうした先進技術の行政分野への活用事例や実績が十分ではなく、先駆的な取組を行うためには多くの人的・財政的リソースを投入する必要があります。また、行政分野における先進技術の導入を推進する人材が不足しており、人材育成の手法も確立されていない状況です。

こうしたことから、スマート自治体の早期実現に向けて、県・市町が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、短期的な視点からは導入・活用にあたっての財政的な支援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなど、国による人的・財政的支援策の強化・充実が求められます。また、持続可能な取組としていくためには、官民の最先端技術や先進事例を円滑に取り入れ、スマート自治体の取組が継続的に発展するよう、ICTの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を提案できる、国による総合支援窓口の設置が求められます。

2 国においては、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を策定し、クラウド・バイ・デフォルト原則を示しています。また、総務省のスマート自治体研究会では、スマート自治体実現に向けた方策の一つとして、原則、「行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」と報告しています。

本県では、行政アプリケーションは自前で機器等一式を調達している状況であり、関連する制度の改正や、機器等のサポート期限が到来する都度、修正や更新等を行う必要がありますが、これらのアプリケーションをクラウドサービスとして利用できれば、職員の事務負担を飛躍的に軽減することができ、事務の高度化・効率化による行政サービスの質向上につながると考えます。

さらに、本県において本格実施を予定しているモバイルワークをはじめ、今後、テレワークを積極的に推進していく中、クラウドサービスの利用は最も有効な手段となります。

一方で、クラウドサービスの利用については、安全性・信頼性を確保するための明確な管理基準等がないこと、さらに財政面において、クラウドサービスの利用が自前による調達に比して高額となるなど、積極的な利用を推進するための障壁があることは否めません。

こうしたことから、スマート自治体の実現に向けて、行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みの確立や利用を促進するための安定的な財政支援策が必要です。

23 スマート自治体の実現に向けた支援の強化・充実

(総務省)

① 現状

<県庁のスマート化>

- 児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験
- 選挙事務へのAI技術の活用
- AIチャットボット事業と一体となった外国人観光客受入環境整備（志摩市にて展開）
- RPAの実証実験
- スマートロボット端末を活用した来所者対応
- モバイルワークの実証研究
- SNS・AIを活用した避難支援・水防活動支援の実証実験

全国初！

<市町のスマート化>

- スマート自治体をテーマにした市町との検討会議の設置
- 業務可視化モデル事業（BPRおよびRPAの効果検証）

② 課題

- スマート自治体の推進にあたっては、AIやRPA等先進技術の行政分野への活用事例や実績が十分ではなく、先駆的な取組を行うためには多くの人的・財政的リソースを投入する必要があります。
- 行政分野におけるAIやRPA等のICTの活用を推進する人材が不足しており、人材育成の手法も確立されていない状況です。
- 行政アプリケーションは、自前調達であるため、制度改正等の都度、修正・更新等の対応が発生し、職員の負担が増加しています。
- クラウドサービス利用は有効な手段ですが、安全性の確保や高額な利用料等への懸念から積極的な利用がなされていません。

短期的な視点

早期に先進技術の導入・人材育成を推進するための人的・財政的支援

持続可能とする視点

スマート自治体への総合支援窓口の設置
・ ICT導入についての助言・相談
・ ICTを活用した業務改革の提案
・ 官民の最先端技術や先進事例の情報提供

③ めざす姿

スマート自治体への転換

付加価値の高い業務に注力できる！

生産性の向上と正確性の確保が両立できる！

先端技術を具体的業務に活用し、その範囲を拡大できる「スマート人材」の育成により、半永久的にスマート自治体の運営ができる！

【要望項目】

- 1 スマート自治体の早期実現に向け、AIやRPA等先進技術の導入・活用に向けた取組およびこれをさらに加速させるための人材育成の取組に対して、人的・財政的な支援策を強化・充実すること。また、持続可能な取組としていくために、スマート自治体の取組を総合的に支援する窓口を設置すること。
- 2 行政アプリケーションの積極的なクラウドサービス導入による自治体事務の高度化・効率化が進むよう、自治体向けクラウドサービスの技術要件や管理基準など、安全性を評価する仕組みを早期に確立するとともに、利用を促進するための安定的な財政支援策を講じること。

【総務部】【地域連携部】